

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)&及び**長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成6年長崎市条例第3号。以下「条例」という。)**の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び**条例**の定めるところによる。

(再生利用の対象となる物)

第2条の2 **条例第2条第2項第4号**に規定する再生利用の対象となる物として市長が別に定めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 新聞、雑誌、段ボール等の古紙
- (2) アルミニウム製、スチール製の空き缶
- (3) ガラス製の空き瓶
- (4) ポリエチレンテレフタレート製の空き瓶(以下「ペットボトル」という。)
- (5) 鍋、釜、やかん及びフライパン
- (6) 古着、古布等の古繊維

(平21規則78・追加、平24規則72・一部改正)

(集団回収登録団体の登録等)

第2条の3 **条例第2条第2項第6号**に規定する市長の登録を受けようとする者は、集団回収登録団体登録申請書(**第1号様式**)。以下この条において「申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、**前項**の規定により申請があつたときは、内容を審査し、登録を行うことを決定したときは、集団回収登録団体登録通知書(**第1号様式の2**)により、集団回収登録団体に通知するものとする。

3 資源物回収登録団体は、**第1項**及びこの項の規定により申請し、及び届け出た内容に変更が生じた場合、又は登録に係る集団回収活動を廃止した場合は、速やかに集団回収登録団体登録/変更/廃止/届出書(**第1号様式の3**)。以下この条において「届出書」という。)により、市長に届け出なければならない。

4 市長は、集団回収登録団体が、申請書及び届出書の記載内容と異なる活動を行った場合その他集団回収活動の趣旨に反すると認められる活動を行った場合には、集団回収登録団体の登録を取り消すことができる。

5 市長は、**前項**の規定により集団回収登録団体の登録を取り消した場合においては、集団回収登録団体登録取消通知書(**第1号様式の4**)により、集団回収登録団体に通知するものとする。

(平21規則78・追加)

(資源物回収登録事業者の登録等)

第2条の4 **条例第2条第2項第7号**に規定する市長の登録を受けようとする者は、資源物回収登録事業者登録申請書(**第1号様式の5**)。以下この条において「申請書」という。)により、市長に申請しなければならない。

2 市長は、**前項**の規定により申請があつたときは、内容を審査し、登録を行うことを決定したときは、資源物回収登録事業者登録通知書(**第1号様式の6**)により、資源物回収登録事業者に通知するものとする。

3 資源物回収登録事業者は、**第1項**及びこの項の規定により申請し、及び届け出た内容に変更が生じた場合、又は登録に係る資源物の収集若しくは運搬の業を廃止した場合は、速やかに資源物回収登録事業者登録/変更/廃止/届出書(**第1号様式の7**)。以下この条において「届出書」という。)により市長に届け出なければならない。

4 市長は、資源物回収登録事業者が、申請書及び届出書の記載内容と異なる活動を行った場合その他集団回収活動に係る資源物の収集又は運搬の目的を逸脱すると認められる作業を行った場合には、資源物回収登録事業者の登録を取り消すことができる。

5 市長は、**前項**の規定により資源物回収登録事業者の登録を取り消した場合においては、資源物回収登録事業者登録取消通知書(**第1号様式の8**)により、資源物回収登録事業者に通知するものとする。

(平21規則78・追加)

(特定事業用建築物)

第3条 **条例第12条第1項**に規定する市長が定める特定事業用建築物は、次のとおりとする。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令(昭和45年政令第304号)第1条に規定する特定建築物
- (2) 小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を営むための店舗の用に供される一の建物であつて、その建物内の店舗の用に供される床面積の合計が500平方メートルを超えるもの
- (3) その他市長が特に事業系一般廃棄物の減量のために必要と認める建築物

(平13規則60・一部改正)

(廃棄物の減量計画書)

第4条 **条例第12条第1項**の規定による事業系一般廃棄物の減量等に関する計画は、毎年6月30日までに、事業系一般廃棄物減量等計画書(**第1号様式の9**)により市長に提出しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、市長が定める日に提出するものとする。

(平24規則72・一部改正)

(事業系一般廃棄物の廃棄物管理責任者の届出)

第5条 **条例第12条第3項**の規定による届出は、当該選任又は解任のあつた日から30日以内に、事業系一般廃棄物管理責任者/選任/解任/届(**第2号様式**)により行うものとする。

(平12規則65・一部改正)

(指定袋)

第5条の2 指定袋(**条例第15条第1項**に規定する指定袋をいう。以下同じ。)の容量は、**次の各号**に掲げる区分に応じ、**当該各号**に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物を収納する袋 45リットル、30リットル又は20リットル
- (2) 事業系一般廃棄物を収納する袋 45リットル

2 **前項**に定めるもののほか、指定袋の規格等については、市長が別に定める。

(平13規則72・追加、平15規則2・一部改正)

(ごみステーションに排出された資源物の収集又は運搬)

第5条の3 **条例第15条の2第1項**の規定により市が一般廃棄物を収集する日に該当する日にごみステーションに排出された資源物の収集又は運搬(以下「ごみステーション回収」という。)をしようとする者の属する集団回収登録団体(自治会に限る。以下この条、**次条**及び**第5条の5**において同じ。)は、資源物収集・運搬届出書(**第2号様式の2**)により、市長に届け出なければならない。

2 市長は、**前項**の規定により届出が行われた場合においては、受付印を押した資源物収集・運搬届出書の写しを集団回収登録団体に交付するものとする。

3 集団回収登録団体は、**第1項**又はこの項の規定により届け出た内容に変更が生じた場合、又は届け出た資源物の収集又は運搬を廃止した場合は、速やかに資源物収集・運搬/変更/廃止/届出書(**第2号様式の3**)により、市長に届け出なければならない。

4 **第2項**の規定により受付印が押された資源物収集・運搬届出書の写しの交付を受けた集団回収登録団体は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) ごみステーション回収を行うことについて、当該ごみステーションを利用する区域に居住する市民の理解を得ること。
- (2) 市が一般廃棄物を収集する前までに集団回収活動に係る作業を終わらせること。
- (3) ごみステーションに排出された資源物を収集又は運搬する作業を、資源物を集積する場所の区域に居住する市民が通常排出するごみステーションのみで行うこと。
- (4) 集団回収活動を行う場合には、**第1項**の資源物収集・運搬届出書に記載された集団回収登録団体名を表示した腕章を着用すること。

(平21規則78・追加、平24規則72・一部改正)

(条例第15条の2第2項の届出の記載事項)

第5条の4 **条例第15条の2第2項**に規定する資源物を集積する場所の届出は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 集団回収登録団体の名称並びに当該団体の代表者の住所及び氏名(氏名の記載を自署により行わない場合は、押印すること。)
- (2) 資源物を集積する場所の所在地

(平21規則78・追加)

(資源物回収登録事業者の明示)

第5条の5 資源物回収登録事業者は、集団回収登録団体が回収した資源物を収集し、又は運搬しようとするときは、資源物回収登録事業者である旨を明示しなければならない。

(平21規則78・追加)

(収集・運搬禁止命令)

第5条の6 市長は、**条例第15条の2第3項**の規定による命令は、資源物収集・運搬禁止命令書(**第2号様式の4**)により行う。

(平21規則78・追加)

(一般廃棄物処理の申出)

第6条 **条例第16条**に規定する市長が定める占有者等は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画に基づき定期収集が実施されている地区(以下「定期収集地区」という。)内
  - ア 同時に5戸以上の住宅が建設された場合にあつては、当該住宅の占有者等
  - イ 従業員が10人以上の事業所が設置された場合にあつては、当該事業所の管理者

(2) 定期収集地区外

- ア 住宅が建設された場合にあつては、当該住宅の占有者等
- イ 事業所が設置された場合においては、当該事業所の管理者

(平13規則72・一部改正)

(一般廃棄物の自己搬入)

第7条 **条例第17条第1項**の規定による申請は、一般廃棄物処理申請書(**第3号様式**)により行うものとする。

2 市長は、**前項**の規定による申請書を受理したときは、当該申請を行った者に対し、一般廃棄物搬入券(**第4号様式**)を交付するものとする。

3 **条例第17条第2項**に規定する市長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 一般廃棄物処理計画のごみ等の分別の基準に従つて適正に分別し、市長が指定した一般廃棄物処理施設(以下「処理施設」という。)へ搬入すること。
- (2) 産業廃棄物、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第1条第8号に定める感染性一般廃棄物及び**条例第19条第1項各号**に該当する物を搬入しないこと。
- (3) 運搬車、運搬容器等は、一般廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れないように、必要な措置を講ずること。
- (4) 処理施設内においては、当該処理施設の管理者の指示に従うこと。
- (5) **前各号**に定めるほか、市長が特に定める事項

(平12規則65・平13規則60・平13規則72・平23規則21・平28規則78・令元規則124・一部改正)

(排出禁止物から除かれる廃棄物)

第8条 **条例第19条第1項第5号**に規定する市長が定める特別管理一般廃棄物は、廃電子レンジに含まれるポリクロロネイテッドビフェニルを使用する部品とする。

(平12規則65・平13規則60・平13規則72・一部改正)

(縦覧の期間等)

第9条 **条例第23条第3項**に規定する縦覧の期間のうち、次に掲げる日においては、縦覧は、原則として行わないものとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日(**前号**に掲げる日を除く。)

2 縦覧の時間は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。

(平10規則43・追加、平12規則65・平13規則60・平13規則72・平16規則62・一部改正)

(縦覧の手続)

第10条 縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書(**第5号様式**)に必要な事項を記入しなければならない。

(平10規則43・追加、平26規則10・一部改正)

(縦覧者の遵守事項)

第11条 縦覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 縦覧に供された書類(以下「縦覧書類」という。)を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 縦覧書類を汚損し、又は毀損しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示に従うこと。

2 市長は、**前項**の規定に違反した者に対し、縦覧の停止若しくは禁止又は縦覧の場所からの退場を命ずることができる。

(平10規則43・追加、平24規則72・一部改正)

(意見書の記載事項)

第12条 意見書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人の場合は、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

- 施設の名称
- 生活環境の保全上の見地からの意見  
(平10規則43・追加)

(粗大ごみの区分等)

- 第13条 **条例別表**ごみ、粗大ごみ等収集、運搬及び処分粗大ごみの項に規定する市長が別に定める品目、重量等の区分は、**別表**のとおりとする。
- 市長は、**前項**の区分に応じ、粗大ごみの収集、運搬及び処分に係る一般廃棄物処理手数料を納入した者に対し、長崎市粗大ごみ処理ステッカー(**第5号様式の2**)を交付するものとする。
  - 粗大ごみを排出しようとする者は、**前項**の規定により交付を受けた長崎市粗大ごみ処理ステッカーを、当該粗大ごみに貼付して排出しなければならない。  
(平13規則87・追加、平26規則10・一部改正)

(一般廃棄物処理手数料の徴収方法等)

- 第13条の2 **条例第26条第1項**に規定する一般廃棄物処理手数料は、現金、口座振替その他の方法により徴収するものとする。
- 市長は、別に定めるところにより、**条例第26条第2項**の規定に基づき徴収する一般廃棄物処理手数料(し尿に係るものに限る。)を納入しない者に対する必要な措置を講ずることができる。  
(令3規則13・追加)

(一般廃棄物処理手数料の減免)

- 第14条 **条例第27条**の規定により一般廃棄物処理手数料の減免を受けようとする者は、一般廃棄物処理手数料減免申請書(**第6号様式**)を市長に提出しなければならない。

(平10規則43・旧第9条繰下・一部改正、平13規則87・旧第13条繰下、平13規則72・一部改正)

(納入通知書等の様式)

- 第15条 一般廃棄物処理手数料の納入通知書及び納入書は、次に掲げるとおりとする。

- 一般廃棄物処理手数料納入通知書(ごみ処理用) **第7号様式**
- 一般廃棄物処理手数料納入通知書(し尿処理用) **第8号様式**
- 一般廃棄物処理手数料納入通知書(口座振替用) **第8号様式の2**
- 一般廃棄物処理手数料納入書(粗大ごみ用) **第9号様式**
- 一般廃棄物処理手数料納入通知書(再交付用) **第10号様式**
- 一般廃棄物処理手数料納入書(現金徴収用) **第11号様式**

(平10規則43・旧第10条繰下・一部改正、平13規則87・旧第14条繰下・一部改正、平30規則82・一部改正)

(搬入処理券)

- 第16条 一般廃棄物の処理のうちごみ、粗大ごみ等の処分を受けようとする者は、搬入の際に、ごみ搬入処理券(**第12号様式**)により一般廃棄物処理手数料を納入しなければならない。

(平10規則43・旧第11条繰下・一部改正、平12規則65・平13規則60・一部改正、平13規則87・旧第15条繰下)

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

- 第17条 法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の規定により許可を受けようとする者は、**次の各号**に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ**当該各号**に定める申請書を市長に提出しなければならない。

- 法第7条第1項の規定による許可 一般廃棄物収集運搬業許可申請書(**第13号様式**)
- 法第7条第6項の規定による許可 一般廃棄物処分業許可申請書(**第14号様式**)
- 法第7条の2第1項の規定による許可 /一般廃棄物収集運搬業/一般廃棄物処分業/変更許可申請書(**第15号様式**)

(平10規則43・旧第12条繰下・一部改正、平11規則65・平12規則65・一部改正、平13規則87・旧第16条繰下、平16規則7・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可証の交付)

- 第18条 市長は、**次の各号**に掲げる許可をしたときは、**当該各号**に定める許可証を交付するものとする。

- 法第7条第1項又は法第7条の2第1項の規定による許可 一般廃棄物収集運搬業許可証(**第16号様式**)
- 法第7条第6項又は法第7条の2第1項の規定による許可 一般廃棄物処分業許可証(**第17号様式**)

(平10規則43・旧第14条繰下・一部改正、平12規則65・旧第18条繰上・一部改正、平13規則60・一部改正、平13規則87・旧第17条繰下、平16規則7・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の許可等の申請等)

- 第19条 法第8条第1項、法第9条第1項若しくは法第9条の5第1項の規定による許可、法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)若しくは法第8条の2の2第1項の規定による検査、法第9条第5項の規定による確認、法第9条の2の4第1項の規定による認定若しくは法第9条の6第1項の規定による認可を受けようとする者又は法第9条第3項若しくは**第4項**若しくは法第9条の7第2項若しくは法第15条の2の5若しくは政令第5条の5の規定による届出を行おうとする者は、**次の各号**に掲げる区分に応じ、それぞれ**当該各号**に定める申請書又は届出書を市長に提出しなければならない。

- 法第8条第1項の規定による許可 一般廃棄物処理施設設置許可申請書(**第18号様式**)
- 法第8条の2第5項(法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による検査 一般廃棄物処理施設使用前検査申請書(**第19号様式**)
- 法第8条の2の2第1項の規定による検査 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(**第19号様式の2**)
- 法第9条第1項の規定による許可 一般廃棄物処理施設変更許可申請書(**第20号様式**)
- 法第9条第3項の規定による届出 一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書(**第21号様式**)
- 法第9条第4項の規定による届出 一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書(**第22号様式**)
- 法第9条第5項の規定による確認 一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書(**第23号様式**)
- 法第9条の2の4第1項の規定による認定 一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書(**第23号様式の2**)
- 法第9条の5第1項の規定による許可 一般廃棄物処理施設/譲受け/借受け/許可申請書(**第24号様式**)
- 法第9条の6第1項の規定による認可 /合併/分割/認可申請書(**第25号様式**)
- 法第9条の7第2項の規定による届出 相続届出書(**第26号様式**)
- 法第15条の2の5の規定による届出 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書(**第26号様式の2**)
- 政令第5条の5の規定による届出 一般廃棄物処理施設熱回収施設休廃止等届出書(**第26号様式の3**)

- 市長は、法第8条の2の2第1項の検査を行ったときは、定期検査結果通知書(**第26号様式の4**)により通知するものとする。

(平13規則60・追加、平13規則87・旧第18条繰下、平16規則7・平23規則21・平24規則72・一部改正)

(一般廃棄物処理施設の許可証等の交付)

- 第20条 市長は、法第8条第1項又は法第9条第1項の規定による許可をしたときは、一般廃棄物処理施設/設置/変更/許可証(**第27号様式**)を交付するものとする。

- 市長は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証(**第27号様式の2**)を交付するものとする。

(平13規則60・追加、平13規則87・旧第19条繰下、平23規則21・一部改正)

(許可証の再交付)

- 第21条 **第18条**の規定による許可証の交付を受けた者(以下「一般廃棄物処理業者」という。)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。)第10条の2、第10条の6、第10条の14若しくは第10条の18の規定による許可証の交付を受けた者(以下「産業廃棄物処理業者」という。)**又は前条第1項**若しくは省令第12条の5の規定による許可証の交付を受けた者(以下「施設設置者」という。))は、当該交付を受けた許可証を汚損し、毀損し、又は亡失したときは、許可証再交付申請書(**第28号様式**)を市長に提出し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、許可証を汚損し、又は毀損したときの許可証の再交付の申請をしようとする者は、当該許可証を添えなければならない。

(平10規則43・旧第15条繰下・一部改正、平12規則65・旧第19条繰上・一部改正、平13規則60・旧第18条繰下・一部改正、平13規則87・旧第20条繰下・一部改正、平24規則72・一部改正)

(一般廃棄物処理業の廃止等の届出)

- 第22条 一般廃棄物処理業者は、法第7条の2第3項の規定により一般廃棄物処理業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他省令第2条の6第1項に定める事項を変更したときは、一般廃棄物処理業/廃止/変更/届出書(**第29号様式**)を市長に提出しなければならない。

(平10規則43・旧第16条繰下・一部改正、平12規則65・旧第20条繰上・一部改正、平13規則60・旧第19条繰下・一部改正、平13規則87・旧第21条繰下)

(許可証の返還)

- 第23条 一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者及び施設設置者は、**次の各号**のいずれかに該当するときは、直ちに許可証を市長に返還しなければならない。

- 許可の期間が経過したとき。
- 一般廃棄物処理業者若しくは産業廃棄物処理業者が事業の全部を廃止したとき、又は施設設置者が処理施設を廃止したとき。
- 法第7条の2第1項、法第9条第1項、法第14条の2第1項、法第14条の5第1項又は法第15条の2の6第1項に規定する変更の許可に係る許可証の交付を受けたとき。
- 許可を取り消されたとき。
- 許可証を亡失したことにより**第21条**の規定による許可証の再交付を受けた一般廃棄物処理業者、産業廃棄物処理業者又は施設設置者が亡失した許可証を発見したとき。

- 一般廃棄物処理業者若しくは産業廃棄物処理業者が事業の停止を命ぜられたとき、又は施設設置者が処理施設の停止を命ぜられたときは、その期間中許可証を市長に返還しなければならない。

(平10規則43・旧第18条繰下、平11規則65・一部改正、平12規則65・旧第22条繰上・一部改正、平13規則60・旧第20条繰下・一部改正、平13規則87・旧第22条繰下・一部改正、平16規則7・平24規則72・一部改正)

(再生利用業の指定の申請等)

- 第24条 省令第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号に規定する指定(以下「再生利用個別指定」という。)を受けようとする者は、再生利用個別指定業指定申請書(**第30号様式**)を市長に提出しなければならない。

- 市長は、**前項**の指定をしたときは、再生利用個別指定業指定証(**第31号様式**。以下「指定証」という。))を交付するものとする。この場合において、市長は、**同項**の指定に期限を付し、又は生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

- 指定証の交付を受けた者(以下「再生利用個別指定業者」という。))が、再生利用個別指定の事業の範囲の変更をしようとするとき(事業の一部の廃止であるときを除く。))は、市長に当該指定の範囲の変更の指定の申請をしなければならない。

- 前項**の申請は、再生利用個別指定業変更指定申請書(**第32号様式**)により行うものとする。

- 第2項**の規定は、**第3項**の事業の範囲の変更の指定について準用する。

(平11規則65・追加、平12規則65・旧第23条繰上・一部改正、平13規則60・旧第21条繰下・一部改正、平13規則87・旧第23条繰下、平24規則72・一部改正)

(再生利用業の指定の基準)

- 第25条 **前条第1項**又は**第3項**に規定する指定を行う場合の基準は、**次の各号**に掲げる区分に従い、**当該各号**に定めるとおりとする。

- 再生輸送(再生利用の目的となる廃棄物の収集又は運搬を行うことをいう。以下同じ。)を業として行う場合
  - 再生利用されることが確実な廃棄物(以下「再生対象廃棄物」という。)の排出事業者からその運搬の委託を直接受ける者であること。
  - 再生輸送の用に供する施設及び申請者の能力が、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分に応じ、省令第2条の2又は省令第10条に規定する基準に適合するものであること。
  - 排出事業者から再生輸送に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等再生輸送が営利を目的としないものであること。
  - 再生輸送において生活環境保全上の支障が生じないこと。
  - 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。
- 再生活用(再生利用の目的となる廃棄物の処分を行うことをいう。以下同じ。)を業として行う場合
  - 再生対象廃棄物の排出事業者からその処分の委託を直接受ける者であること。
  - 再生活用の用に供する施設及び申請者の能力が、一般廃棄物又は産業廃棄物の区分に応じ、省令第2条の4又は省令第10条の5に規定する基準に適合するものであること。
  - 引き取られた再生対象廃棄物の大部分が再生の用に供されること。
  - 排出事業者から再生活用に要する適正な費用の一部であることが明らかな料金のみを受領する等再生活用が営利を目的としないものであること。
  - 再生活用の過程において生じる廃棄物の処理を適切に遂行できること。
  - 排出事業者との間で再生対象廃棄物の再生利用に係る取引関係が確立されており、かつ、その取引関係に継続性があること。
  - 再生活用において生活環境保全上の支障が生じないこと。
  - 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

(平11規則65・追加、平12規則65・旧第24条繰上、平13規則60・旧第22条繰下、平13規則87・旧第24条繰下、平16規則7・令元規則124・一部改正)

(再生利用業の廃止の届出等)

- 第26条 再生利用個別指定業者が、その廃棄物の再生利用個別指定の事業の範囲の全部又は一部を廃止したときは、再生利用個別指定業廃止届出書(**第33号様式**)に指定証を添えて市長に提出しなければならない。

- 前項**の場合において、事業の範囲の一部の廃止の届出があつたときは、指定証を書き換えて交付するものとする。

(平11規則65・追加、平12規則65・旧第25条繰上、平13規則60・旧第23条繰下・一部改正、平13規則87・旧第25条繰下)

(再生利用業に係る変更の届出等)

- 第27条 再生利用個別指定業者は、再生利用業に係る次に掲げる事項の変更をしたときは、再生利用個別指定業変更届出書(**第34号様式**)を市長に提出しなければならない。

- 住所
- 氏名又は名称
- 事務所及び事業場の所在地
- 再生利用の目的
- 再生利用の方法
- 取引関係

- 前項**の場合において、指定証の書き換えを必要とするときは、市長は、指定証を書き換えて交付するものとする。

(平11規則65・追加、平12規則65・旧第26条繰上、平13規則60・旧第24条繰下・一部改正、平13規則87・旧第26条繰下)

(指定証の再交付)

第28条 再生利用個別指定業者は、指定証を汚損し、毀損し、又は亡失したときは、再生利用個別指定証再交付申請書(第35号様式)を市長に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。この場合において、指定証を汚損し、又は毀損したときの指定証の再交付をしようとする者は、当該指定証を添えなければならない。

(平11規則65・追加、平12規則65・旧第27条繰上・一部改正、平13規則60・旧第25条繰下・一部改正、平13規則87・旧第27条繰下、平24規則72・一部改正)

(再生利用業の指定の取消し等)

第29条 市長は、再生利用個別指定業者が法又はこの規則に違反する行為をしたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(平11規則65・追加、平12規則65・旧第28条繰上、平13規則60・旧第26条繰下、平13規則87・旧第28条繰下)

(指定証の返還)

第30条 再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに指定証を市長に返還しなければならない。

- 第24条第5項の規定により変更の指定を受けたとき。
- 指定を取り消されたとき。
- 指定証を亡失したことにより第28条の規定による指定証の再交付を受けた再生利用個別指定業者が、亡失した指定証を発見したとき。

(平11規則65・追加、平12規則65・旧第29条繰上・一部改正、平13規則60・旧第27条繰下・一部改正、平13規則87・旧第29条繰下・一部改正)

(報告)

第31条 一般廃棄物処理業者は、毎月の実績を記載し、翌月の10日までに、一般廃棄物収集運搬業務実績報告書(ごみ)(第36号様式)、一般廃棄物収集運搬業務実績報告書(し尿)(第36号様式の2)又は一般廃棄物処分業務実績報告書(第37号様式)を市長に提出しなければならない。

2 法第9条の2の4第1項の認定を受けた者は、省令第5条の5の11の規定により、熱回収報告書(第37号様式の2)を市長に提出しなければならない。

(平10規則43・旧第19条繰下・一部改正、平11規則65・旧第23条繰下・一部改正、平12規則65・旧第30条繰上・一部改正、平13規則60・旧第28条繰下・一部改正、平13規則87・旧第30条繰下、平23規則21・平28規則78・一部改正)

(身分証明書携帯)

第32条 一般廃棄物処理手数料の徴収に従事する職員は、一般廃棄物処理手数料徴収員証(第38号様式)を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(平10規則43・旧第20条繰下、平11規則65・旧第24条繰下・一部改正、平12規則65・旧第31条繰上、平13規則60・旧第29条繰下・一部改正、平13規則87・旧第31条繰下)

(委任)

第33条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(平10規則43・旧第21条繰下、平11規則65・旧第25条繰下、平12規則65・旧第32条繰上、平13規則60・旧第30条繰下、平13規則87・旧第32条繰下)

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成6年6月1日から施行する。  
(長崎市一般廃棄物処理手数料条例施行規則等の廃止)
- 次に掲げる規則(以下「旧規則」という。)は、廃止する。
  - 長崎市一般廃棄物処理手数料条例施行規則(昭和29年長崎市規則第16号)
  - 長崎市一般廃棄物処理業等に関する規則(平成5年長崎市規則第26号)  
(旧規則の廃止に伴う経過措置)
- この規則の施行前にした旧規則の規定による許可、手続その他の行為は、この規則の相当する規定によつてした許可、手続その他の行為とみなす。  
(旧規則の様式の使用)
- 旧規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の整備をして使用することができる。  
(香焼町、伊王島町、高島町、野母崎町、外海町及び三和町の編入に伴う経過措置及び特例)
- 第13条第3項の規定は、旧伊王島町、旧外海町又は旧三和町の区域内において平成17年1月4日から平成19年3月31日までの間に収集する粗大ごみについては、適用しない。  
(平16規則151・追加)
- 旧香焼町、旧高島町又は旧野母崎町の長が定める様式による粗大ごみ処理ステッカーは、当分の間、所要の整備をして使用することができる。  
(平16規則151・追加)  
(琴海町の編入に伴う経過措置)
- 第13条第3項の規定は、旧琴海町の区域内において平成18年1月4日から平成19年3月31日までの間に収集する粗大ごみについては、適用しない。  
(平17規則170・追加)

附 則(平成9年3月28日規則第19号)抄

(施行期日)

- この規則は、平成9年4月1日から施行する。  
附 則(平成10年6月19日規則第43号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成11年3月31日規則第65号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成12年3月29日規則第6号)  
(施行期日)
- この規則は、平成12年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。  
附 則(平成13年3月30日規則第60号)  
(施行期日)
- この規則は、平成13年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。  
附 則(平成13年5月31日規則第72号)  
(施行期日)
- この規則は、平成14年2月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第5条の2に規定する指定袋の頒布その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。
- 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。  
附 則(平成13年9月18日規則第87号)抄  
(施行期日)
- この規則は、平成13年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第13条の規定は、この規則の施行の日以後に収集、運搬及び処分の申込みを受ける粗大ごみについて適用し、同日前に収集、運搬及び処分の申込みを受けた粗大ごみについては、なお従前の例による。
- 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。  
附 則(平成15年1月9日規則第2号)  
この規則は、平成15年6月1日から施行する。  
附 則(平成16年2月24日規則第7号)  
(施行期日)

- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。  
附 則(平成16年5月31日規則第62号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成16年12月28日規則第151号)  
この規則は、平成17年1月4日から施行する。  
附 則(平成17年5月10日規則第78号)  
この規則は、公布の日から施行する。  
附 則(平成17年12月28日規則第170号)  
この規則は、平成18年1月4日から施行する。  
附 則(平成18年6月23日規則第67号)  
(施行期日)
- この規則中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成18年7月3日から施行する。  
(経過措置)
- 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。  
附 則(平成19年3月30日規則第40号)抄  
(施行期日)
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 地方自治法の一部を改正する法律(平成18年法律第53号。以下「改正法」という。)附則第3条第1項の規定により収入役が在職する間は、改正後の長崎市職員等の旅費に関する条例施行規則、長崎市道路占用規則、長崎市立学校授業料等徴収規則、長崎市予算規則、長崎市有財産規則、長崎市漁港管理条例施行規則、長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則、長崎市公共施設案内・予約システムの運用等に関する規則、長崎ブリックホール条例施行規則及び長崎市集落排水処理施設条例施行規則中「会計管理者」とあるのは「収入役」と、改正後の長崎市職員の在勤地内出張旅費に関する規則の規定中「又は副市長」とあるのは、「副市長又は収入役」と読み替えるものとする。
- この規則の施行の際現に改正前の長崎市職員等の旅費に関する条例施行規則、長崎市道路占用規則、長崎市立学校授業料等徴収規則、長崎市予算規則、長崎市漁港管理条例施行規則、長崎市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則、長崎市公共施設案内・予約システムの運用等に関する規則、長崎ブリックホール条例施行規則及び長崎市集落排水処理施設条例施行規則に定める様式により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。  
附 則(平成20年6月10日規則第77号)  
(施行期日)
- この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際現に改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式により作成されている用紙は、当分の間、使用することができる。  
附 則(平成21年8月13日規則第78号)  
(施行期日)
- この規則は、平成21年10月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際現に改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式により作成されている用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。  
附 則(平成23年3月22日規則第21号)  
この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
附 則(平成24年7月6日規則第72号)抄  
(施行期日)

1 この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中グラバー園条例施行規則第10条第1項第1号の改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第2条中長崎市美容師法施行細則第1号様式の改正規定、第3条中長崎市理容師法施行細則第1号様式の改正規定、第4条中長崎市重度心身障害児福祉手当条例施行規則第3条第1号の改正規定、第5条中長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第30号様式の改正規定(「又は外国人登録証明書」を削る部分に限る。)及び同規則第32号様式の改正規定(「又は外国人登録証明書」を削る部分に限る。)、第6条中長崎原爆資料館条例施行規則第17条第1項第1号サの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」を係員に提示し、)に改める部分に限る。)、第7条中長崎市索道施設条例施行規則第5条第1項第1号カの改正規定及び同条第2項の改正規定(「外国人登録証明書、老人福祉カード、健康手帳又は割引券を係員に提示しなければならぬ」を「若しくは在留カード若しくは同項第2号に掲げる老人福祉カード若しくは健康手帳を係員に提示し、又は同項第5号に掲げる割引券を係員に提示し、若しくは提出しなければならない」に改める部分に限る。)、第8条中長崎ペンギン水族館条例施行規則第8条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第9条中長崎市永井隆記念館条例施行規則第11条第1項第1号カ及び同条第2項の改正規定、第10条中長崎市博物館条例施行規則第5条第1項第1号カの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第11条中長崎市ド・ロ神父記念館条例施行規則第6条第1項第1号オの改正規定及び同項第5号の改正規定(「外国人登録証明書又は」を「若しくは在留カードを係員に提示し、又は同項第5号に掲げる」に改める部分に限る。)、第12条中出島条例施行規則第5条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第13条中長崎市旧居留地建造物条例施行規則第5条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第14条中長崎市野口彌太郎記念美術館条例施行規則第5条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第15条中長崎市中の茶屋条例施行規則第6条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第16条中長崎市歴史民俗資料館条例施行規則第5条第1項第1号オの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第17条中長崎市遠藤周作文学館条例施行規則第6条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第18条中長崎市端島見学施設条例施行規則第10条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。)、第19条中長崎市亀山社中記念館条例施行規則第5条第1項第1号クの改正規定及び同条第3項の改正規定(「外国人登録証明書」を「在留カード」に改める部分に限る。) 平成24年7月9日

(2) 前号に掲げる規定以外の規定 公布の日

(様式に関する経過措置)

2 改正前の長崎市美容師法施行細則、長崎市理容師法施行細則、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則、長崎原爆資料館条例施行規則、長崎ペンギン水族館条例施行規則、長崎市永井隆記念館条例施行規則、長崎市博物館条例施行規則、長崎市ド・ロ神父記念館条例施行規則、出島条例施行規則、長崎市旧居留地建造物条例施行規則、長崎市野口彌太郎記念美術館条例施行規則、長崎市中の茶屋条例施行規則、長崎市歴史民俗資料館条例施行規則、長崎市遠藤周作文学館条例施行規則、長崎市端島見学施設条例施行規則及び長崎市亀山社中記念館条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則(平成26年1月23日規則第10号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第10条の見出しの改正規定並びに第2条中長崎市銭座地区コミュニティセンター条例施行規則第4条第2号及び第6条の改正規定は、公布の日から施行する。

(長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

2 この規則の施行の際現に交付されている第1条の規定による改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第5号様式の2による粗大ごみ処理ステッカーは、改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第5号様式の2による粗大ごみ処理ステッカーとみなす。

附 則(平成28年3月31日規則第47号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の次に掲げる規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

(1) から(10)まで 略

(11) 長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則

附 則(平成28年7月31日規則第78号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の整備をして使用することができる。

附 則(平成30年12月13日規則第82号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(令和元年5月31日規則第62号)抄

(施行期日)

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年12月13日規則第124号)

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月14日から施行する。ただし、第7条及び第3号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間所要の調整をして使用することができる。

附 則(令和3年3月11日規則第13号)

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第13条の次に1条を加える改正規定は、令和3年9月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第13条の2の規定は、この規則の施行(前項ただし書の規定による施行をいう。)の際現に一般廃棄物処理手数料を滞納している者についても適用する。

別表(第13条関係)

(平13規則87・追加、平26規則10・令元規則62・一部改正)

区分	品目、重量等
523円に係るもの	ストーブ、ガスコンロ、ミシン(卓上式)、ヒーター、電子レンジ、オープン、乳母車その他その品目の平均的な大きさ及び重量が、おおむね1メートル以下で、かつ、30キログラム以下のものと市長が定めたもの
1,047円に係るもの	タンス、ベッド、ステレオ(一式)、鏡台、オルガン、流し台、食器棚その他その品目の平均的な大きさ及び重量が、おおむね1メートルを超え2メートル未満で、かつ、30キログラムを超え60キログラム未満のものと市長が定めたもの

[第1号様式\(第2条の3関係\)](#)

(平21規則78・追加、令3規則13・一部改正)

第1号様式(第2条の3関係)	
集团回収登録団体登録申請書	
年 月 日	
(あて先)長崎市長	
(申請者) 団体名 代表者住所 代表者氏名 電話番号	
長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第2条第2項第6号に規定する集团回収登録団体として登録を受けたいので、次のとおり申請します。	
団体の種類	自治会・婦人会・子供会・その他( )
主たる回収品目	古紙・アルミ缶・スチール缶・空き瓶・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン・古繊維・その他( )
契約している資源物の回収事業者名	
回収曜日・時間	曜日 時頃・1箇月につき 回
備考	

[第1号様式の2\(第2条の3関係\)](#)

(平21規則78・追加)

第1号様式の2(第2条の3関係)

集团回収登録団体登録通知書		
長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第2条第2項第6号に規定する集团回収登録団体として登録したので通知します。		
様		
年 月 日		
長崎市長		印

[第1号様式の3\(第2条の3関係\)](#)

(平21規則78・追加、令3規則13・一部改正)

第1号様式の3(第2条の3関係)

集团回収登録団体登録 変更 届出書  
廃止

年 月 日

(あて先)長崎市長

(届出者)  
団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
電話番号

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第2条第2項第6号に規定する集团回収登録団体として登録している内容に変更が生じた(登録に係る集团回収活動を廃止した)ので、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第2条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

該当するものに○	変更事項	変更後の内容
	団体に関すること	団体名 代表者住所 代表者氏名 電話番号
	団体の種類	自治会・婦人会・子供会・その他 ( )
	主たる回収品目	古紙・アルミ缶・スチール缶・空き瓶・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン・古繊維・その他 ( )
	契約している資源物の回収事業者名	
	回収曜日・時間	曜日 時頃・1か月につき 回
	その他	
	集团回収活動の廃止	廃止年月日 年 月 日
	変更又は廃止の理由	

[第1号様式の4\(第2条の3関係\)](#)

(平21規則78・追加、平28規則47・一部改正)

第1号様式の4(第2条の3関係)

集団回収登録団体登録取消通知書

年 月 日

様

長崎市長



次の理由により集団回収登録団体としての登録を取り消したので、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第2条の3第5項の規定により通知します。

取消の理由	
-------	--

[第1号様式の5\(第2条の4関係\)](#)

(平21規則78・追加、令3規則13・一部改正)

第1号様式の5(第2条の4関係)

資源物回収登録事業者登録申請書

年 月 日

(あて名)長崎市長

(申請者)  
事業者名  
住所  
代表者  
電話番号

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第2条第2項第7号に規定する資源物回収登録事業者として登録を受けたいので、次のとおり申請します。

主たる回収品目	古紙・アルミ缶・スチール缶・空き瓶・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン・古繊維・その他( )
資源物回収受託団体数	団体
回収品の主な引き渡し先	
備考	

受託団体と回収状況は次のとおり

回収状況内訳

集団回収登録団体名	回収曜日及び時間	回収場所

[第1号様式の6\(第2条の4関係\)](#)

(平21規則78・追加)

第1号様式の6(第2条の4関係)

資源物回収登録事業者登録通知書	
長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第2条第2項第7号に規定する資源物回収登録事業者として登録したので通知します。	
様	
	年 月 日
長崎市長	印

[第1号様式の7\(第2条の4関係\)](#)

(平21規則78・追加、令3規則13・一部改正)

第1号様式の7(第2条の4関係)

資源物回収登録事業者登録 変更 届出書  
廃止

年 月 日

(あて名)長崎市長

(届出者)  
事業者名  
住所  
代表者  
電話番号

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第2条第2項第7号に規定する資源物回収登録事業者として登録している内容に変更が生じた、又は資源物の収集若しくは運搬の業を廃止したので、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第2条の4第3項の規定により次のとおり届け出ます。

該当するものに○	変更事項	変更後の内容
	主たる回収品目	
	回収品の主な引き渡し先	
	受託団体	新規引受け団体名 受託解消団体名
	その他	
	登録に係る資源物の収集又は運搬の業の廃止	廃止年月日 年 月 日
	変更又は廃止の理由	

[第1号様式の8\(第2条の4関係\)](#)

(平21規則78・追加、平28規則47・一部改正)



第2号様式(第5条関係)

事業系一般廃棄物管理責任者 選任 届  
解任

年 月 日

(あて先)長崎市長

建築物所有者等  
住 所  
氏 名  
〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者氏名〕

電 話 ー

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第12条第3項の規定により、廃棄物管理責任者を 選任 したので届け出ます。  
解任

建築物の所在地	市	丁目	番 号
建築物の名称	ー		
廃棄物管理責任者	住 所	ー	
	事業所名	ー	
	役 職	ー	
	氏 名	ー	
	電話番号	( )	ー
	所有者との関係	ー	
選任年月日	年	月	日
解任者	住 所	ー	
	事業所名	ー	
	役 職	ー	
	氏 名	ー	
	電話番号	( )	ー
	所有者との関係	ー	
解任年月日	年	月	日
解任理由	ー		

第2号様式の2(第5条の3関係)

(平21規則78・追加、平24規則72・令3規則13・一部改正)

第2号様式の2(第5条の3関係)

資源物収集・運搬届出書

年 月 日

(あて名)長崎市長

(届出者)

集団回収登録団体名

代表者住所

代表者氏名

電話番号

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第15条の2第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

資源物の収集又は運搬を行うごみステーションの場所(町名及び番号)	町	番ステーション
収集又は運搬品目と曜日	古 紙	月 ・ 火 曜日
	アルミ缶・スチール缶・空き瓶・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン・古繊維・その他( )	水 ・ 木 ・ 金 曜日
資源物の収集又は運搬を行う日の連絡先	ー	
<ul style="list-style-type: none"> <li>ごみステーション回収を行うことについて、当該ごみステーションを利用する区域に居住する市民の理解を得ること。</li> <li>市が一般廃棄物を収集する前までに集団回収活動に係る作業を終わらせること。</li> <li>ごみステーションに排出された資源物を収集又は運搬する作業を、資源物を集積する場所の区域に居住する市民が通常排出するごみステーションのみで行うこと。</li> <li>集団回収活動を行う場合には、集団回収登録団体名を表示した腕章を着用すること。</li> </ul>		

第2号様式の3(第5条の3関係)

(平21規則78・追加、令3規則13・一部改正)

第2号様式の3(第5条の3関係)

資源物収集・運搬 変更  
廃止 届出書

年 月 日

(あて名)長崎市長

(届出者)  
集団回収登録団体名  
代表者住所  
代表者氏名  
電話番号

長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第5条の3第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

該当するものに○	変更事項	変更後の内容
	資源物の収集又は運搬を行うごみステーションの場所(町名及び番号)	町 番ステーション
	古 紙	月 ・ 火 曜日
収集又は運搬品目と曜日	アルミ缶・スチール缶・空き瓶・ペットボトル・鍋・釜・やかん・フライパン・古繊維・その他( )	水 ・ 木 ・ 金 曜日
	資源物の収集又は運搬を行う日の連絡先	
	集団回収活動の廃止	廃止年月日 年 月 日
	変更又は廃止の理由	

[第2号様式の4\(第5条の6関係\)](#)

(平21規則78・追加、平28規則47・一部改正)

第2号様式の4(第5条の6関係)

資源物収集・運搬禁止命令書

第 号  
年 月 日

住 所  
氏 名

長崎市長



長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第15条の2第3項の規定に基づき、資源物を集積する場所から資源物を収集又は運搬する行為を禁止することを命じます。

なお、この命令に違反した場合は、同条例第34条の規定に基づき、20万円以下の罰金に処せられることがあります。

命令の原因となる事実

1 日時 年 月 日 午前・午後 時 分頃

2 場所

3 違反行為

4 収集又は運搬の方法

[第3号様式\(第7条関係\)](#)

(平28規則78・全改、令元規則124・一部改正)

一般廃棄物処理申請書

(あて先) 長崎市長		年 月 日	
申請者		住所	
氏名		氏名	
次とおり、一般廃棄物の処分を受けたいので、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第17条第1項の規定に基づき、申請します。			
ごみの発生場所	ごみの発生場所は長崎市内である		はい <input type="checkbox"/>
	申請者と同じ <input type="checkbox"/>	申請者と異なる <input type="checkbox"/>	住所
ごみの排出者	申請者と同じ <input type="checkbox"/>	申請者と異なる <input type="checkbox"/>	氏名 <input type="checkbox"/> ( ) -
ごみの搬入者	申請者と同じ <input type="checkbox"/>	申請者と異なる <input type="checkbox"/>	住所 氏名 <input type="checkbox"/> ( ) -
搬入禁止物の確認	① 建設業などで生じた建築廃材、廃木材や、事業活動に伴って排出される産業廃棄物はありません。		はい <input type="checkbox"/>
	② 家電4品目(テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・衣類乾燥機・エアコン)はありません。		はい <input type="checkbox"/>
	③ 上記①、②に掲げるもののほか、長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第7条第3項に規定する基準に該当しないものや処理施設に支障を発生させるものではありません。		はい <input type="checkbox"/>
搬入場所	東工場 ・ 西工場		三京クリーンランド 埋立処分場
廃棄物の種類及び内容	剪断式破砕機へ投入するもの	ごみピットへ投入するもの	埋立処分
	【燃やせるごみ】		【燃やせないごみ】
			【資源ごみ】

第4号様式(第7条関係)

(平28規則78・全改)

第4号様式(第7条関係)

一般廃棄物搬入券

ごみの発生場所	住所		
ごみの排出者	氏名 <input type="checkbox"/> ( ) -		
ごみの搬入者	発生場所と同じ <input type="checkbox"/>	発生場所と異なる <input type="checkbox"/>	住所
	排出者と同じ <input type="checkbox"/>	排出者と異なる <input type="checkbox"/>	氏名 <input type="checkbox"/> ( ) -
廃棄物の種類及び内容			
搬入車両ナンバー	( ) - ( ) - ( ) - ( )		

第5号様式(第10条関係)

(平10規則43・追加)

第5号様式(第10条関係)

縦 覧 申 込 書

年 月 日	※住 所	※氏 名	連 絡 先 (電 話 番 号)
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			
・ ・			

備考 法人の場合は、※印の欄に、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名を記入すること。

[第5号様式の2\(第13条関係\)](#)

(平26規則10・全改)

第 5 号 様 式 の 2 ( 第 1 3 条 関 係 )

氏名又は受付番号	円
<b>長崎市粗大ごみ処理ステッカー</b>	
粗大ごみ品目	
<p>○氏名又は申込時の受付番号を記入し、排出する粗大ごみに貼り付けてください。</p> <p>○指定された日に排出してください。</p> <p>○粗大ごみの一部は、資源の有効活用のため、リユース(再使用)品として提供させていただくことがあります。リユースを希望されない方は、氏名又は受付番号欄の余白に「リユース不可」等と記入して下さい。</p> <p>※領収日付印が無いものは無効です。</p>	
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">領収日付印</div>

[第6号様式\(第14条関係\)](#)

(平10規則43・旧第5号様式繰下・一部改正、平13規則87・平13規則72・令3規則13・一部改正)

第6号様式(第14条関係)

一般廃棄物処理手数料減免申請書			
年 度	一般廃棄物処理手数料の区分	減 額 を受けようとする期間	一 般 廃 棄 物 処 理 手 数 料 の 手 数 料 の 額
年度	手 数 料	年 月 日 から 年 月 日まで	円
納 入 人	住所又は所在地		
	氏名又は名称 (職業)	( )	
(減 額 免 除) を受けようとする理由			
<p>上記のとおり長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第27条の規定によって、一般廃棄物処理手数料を減 額 免 除 して下さるよう申請します。</p> <p>申請者 住所 (所在地) 氏名(名称及び代表者氏名)</p> <p>(あて先)長崎市長</p>			
備 考	<p>(1) この申請書には、減免を受けようとする理由をくわしく記載すること。</p> <p>(2) この申請書は、納期限前までに提出すること。</p>		

第7号様式(第15条関係)

(平12規則65・全改、平13規則87・平19規則40・一部改正)

第7号様式(第15条関係)  
(第1片)

年度 一般廃棄物処理手数料  
領収済通知書(ごみ処理)

住所	氏名	様納
ID	都市コード 所属コード 分類 C/D	納入額 円
年度	コード番号 整理番号 C/D	督促手数料 円
		延滞金 円
		合計額 円

納入期限 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日

上記のとおり領収しましたので通知します。

(あて先)長崎市会計管理者

領収日付印

(第2片)

年度 一般廃棄物処理手数料  
納入通知書券領収証書

年 月 日

長崎市長 (印)

次の金額を納入期限までに納めてください。

月分	一般会計	区 分	ごみ処理手数料	円
コード番号	整理番号	区 分	督促手数料	円
			延滞金	円
			合計	円

納入者の住所及び氏名

納入場所

納入期限 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日

上記の金額を領収しました。

長崎市会計管理者

領収日付印

第8号様式(第15条関係)

(平12規則65・全改、平13規則60・平13規則87・平19規則40・一部改正)



第9号様式(第15条関係)

(第1片)

一般廃棄物処理手数料納入書(粗大ごみ用) 兼 領収済通知書

☎  長 崎 市

住所	氏名
様	

ID	市区コード	年度							納入額	円
会計	款	項	目	節	C/D					
所属コード	整理番号		合計額		円					
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

粗大ごみ品目  上記の金額を納入します。

取りまとめ店	納入場所
--------	------

上記の金額を収納しましたので通知します。  
(あて先)長崎市会計管理者

領収日付印

(第2片)

一般廃棄物処理手数料(粗大ごみ用)領収証書

☎  長 崎 市

住所	氏名
様	

ID	市区コード	年度							納入額	円
会計	款	項	目	節	C/D					
所属コード	整理番号		合計額		円					
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

粗大ごみ品目

上記の金額を領収しました。

領収日付印

(第3片)

一般廃棄物処理手数料納入書(粗大ごみ用)(控)

☎  長 崎 市

住所	氏名
様	

ID	市区コード	年度							納入額	円
会計	款	項	目	節	C/D					
所属コード	整理番号		合計額		円					
<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>

粗大ごみ品目

上記の金額を領収しました。

領収日付印

第10号様式(第15条関係)

(平12規則65・全改、平13規則87・平19規則40・平20規則77・一部改正)

第10号様式(第15条関係)  
(第1片)

年度 一般廃棄物処理手数料  
領収済通知書

住所		氏名		様納	
ID	都市コード	所属コード	分類	C/D	納入額 円
年度	月				督促手数料 円
コード	整理番号				延滞金 円
納入場所					合計額 円

納入期限 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日

上記のとおり領収しましたので通知します。  
(あて先)長崎市会計管理者

分	ごみ処理
類	し尿処理

領収日付印

(第2片)

年度 一般廃棄物処理手数料  
納入通知書兼領収証書

住所		氏名		様	
一般会計	款	項目	節	分類	C/D
納入額	円				
年度	月				督促手数料 円
コード	整理番号				延滞金 円
					合計額 円

納入期限 ( ) 年 ( ) 月 ( ) 日

上記の金額を納入期限までに納めてください。  
年 月 日

長崎市長 (印)

分	ごみ処理
類	し尿処理

上記の金額を領収しました。

領収日付印

第11号様式(第15条関係)

(平12規則65・全改、平13規則87・平19規則40・平20規則77・一部改正)

第11号様式(第15条関係)  
(第1片)

年度 納入書  
領収済通知書

住所		氏名		様納	
ID	都市コード	所属コード	分類	C/D	納入額 円
年度	月				督促手数料 円
コード	整理番号				延滞金 円
					合計額 円

この用紙は直接機械に読ませますので汚したり、折り返したりしないでください。

上記の金額を納入します。年 月 日

長崎市 出納員  
分任出納員

上記の金額を収納しましたので通知します。  
(あて先)長崎市会計管理者

分	ごみ処理
類	し尿処理

領収印

(第2片)

年度 現金領収証書

住所		氏名		様	
ID	都市コード	所属コード	分類	C/D	納入額 円
年度	月				督促手数料 円
コード	整理番号				延滞金 円
					合計額 円

上記の金額を領収しました。年 月 日

長崎市 出納員  
分任出納員

分	ごみ処理
類	し尿処理

領収印

(第3片)

年度 現金領収証書(控)

住所		氏名		様納	
ID	都市コード	所属コード	分類	C/D	納入額 円
年度	月				督促手数料 円
コード	整理番号				延滞金 円
					合計額 円

上記の金額を領収しました。

長崎市 出納員  
分任出納員

年 月 日

分	ごみ処理
類	し尿処理

領収印

第12号様式(第16条関係)

(平28規則78・全改)

第12号様式(第16条関係)

ごみ搬入処理券			
日付	年 月 日		
種別		時刻	
搬入者			
車両No.			
総重量		空車重量	
正味重量		搬入手数料	

この券をもって領収書に代えます。

長崎市長 印

第13号様式(第17条関係)

(平10規則43・旧第12号様式繰下・一部改正、平12規則65・平13規則87・平16規則7・平17規則78・令元規則124・令3規則13・一部改正)

第13号様式(第17条関係)

(表)

一般廃棄物収集運搬業許可申請書

(あて先)長崎市長	年 月 日	
申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名) 電話番号		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。		
事業の範囲	事業の区分	
	取り扱う廃棄物の種類	
事務所の所在地		(電話)
事業場の所在地		(電話)
事業の用に供する施設の種類及び数量		
積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所の面積及び保管できる量		
業 務 の 区 域		
事業開始予定年月日		年 月 日

(裏)

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図
- 3 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為、登記事項証明書及び役員の履歴書
- 4 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
- 5 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 6 申請者(し尿収集運搬業に係る申請者を除く。)が収集運搬の依頼を受けていることを証する書類
- 7 事務所の付近の見取図
- 8 その他市長が必要であると認める書類

第14号様式(第17条関係)

(平10規則43・旧第13号様式繰下・一部改正、平12規則65・平13規則87・平16規則7・平17規則78・令元規則124・令3規則13・一部改正)

(表)

一般廃棄物処分業許可申請書

年 月 日	
(あて先)長崎市長	
申請者 住 所 氏 名 〔法人の場合は、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名〕 電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の規定により、一般廃棄物処分業の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。</p>	
事業の 範 囲	事業の区分 取り扱う廃棄物の 種 類
事 務 所 の 所 在 地	(電話)
事 業 場 の 所 在 地	(電話)
事業の用に供する施設の種 類、数量、設置場所及び処理 能力(当該施設が最終処分場 である場合には、埋立地の面 積及び埋立容量)	
事業の用に供する施設の処理 方式、構造及び設備の概要	
一般廃棄物処理施設の設置許 可年月日	年 月 日
事 業 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日

添付書類

- 1 事業計画の概要を記載した書類
- 2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに図面
- 3 申請者が法人である場合には、定款又は寄付行為、登記事項証明書及び役員の履歴書
- 4 申請者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
- 5 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 6 事務所の付近の見取図
- 7 その他市長が必要であると認める書類

[第15号様式\(第17条関係\)](#)

(平10規則43・旧第14号様式線下・一部改正、平13規則87・平16規則7・令元規則124・令3規則13・一部改正)

(表)

一般廃棄物収集運搬業  
一般廃棄物処分業 変更許可申請書

年 月 日	
(あて先)長崎市長	
申請者 住 所 氏 名 〔法人の場合は、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名〕 電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて、次のとおり申請します。</p>	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	長崎市 第 号
収集運搬業、処分業の区分	
変 更 の 内 容	
変 更 理 由	
変更に係る事業の用に供する 施設の種別、数量、設置場所 及び処理能力(当該施設が最 終処分場である場合には、埋 立地の面積及び埋立容量)	
変更に係る事業の用に供する 施設の処理方式、構造及び設 備の概要	

添付書類

- 1 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- 2 変更に係る事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図、構造図及び設計計算書並びに当該施設の付近の見取図並びに最終処分場にあつては、周囲の地形、地質及び地下水の状況を明らかにする書類並びに図面
- 3 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- 4 その他市長が必要であると認める書類

[第16号様式\(第18条関係\)](#)

(平10規則43・旧第15号様式線下・一部改正、平12規則65・平13規則87・一部改正)

第16号様式(第18条関係)

長崎市指令 第 号 一般廃棄物収集運搬業許可証 住 所 氏 名 年 月 日付けで申請のあつた一般廃棄物収集運搬業については、廃棄物の 処理及び清掃に関する法律第 条第 項の規定により次のとおり許可します。 年 月 日 長崎市長 	
許 可 番 号	長崎市 第 号
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
事業の 範囲	事 業 の 区 分
	取 扱 廃 棄 物 の 種 類
業 務 の 区 域	
許 可 の 条 件	
許可の更新、変更の状況	

[第17号様式\(第18条関係\)](#)

(平10規則43・旧第16号様式繰下・一部改正、平12規則65・平13規則87・一部改正)

第17号様式(第18条関係)

長崎市指令 第 号 一般廃棄物処分業許可証 住 所 氏 名 年 月 日付けで申請のあつた一般廃棄物処分業については、廃棄物の処理 及び清掃に関する法律第 条第 項の規定により次のとおり許可します。 年 月 日 長崎市長 	
許 可 番 号	長崎市 第 号
許 可 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
事業の 範囲	事 業 の 区 分
	取 扱 廃 棄 物 の 種 類
業 務 の 区 域	
許 可 の 条 件	
許可の更新、変更の状況	

[第18号様式\(第19条関係\)](#)

(平13規則60・追加、平13規則87・平16規則7・平24規則72・令元規則124・令3規則13・一部改正)

一般廃棄物処理施設設置許可申請書 年 月 日 (あて先)長崎市長 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種別	
一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類	
着 工 予 定 年 月 日	年 月 日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	年 月 日
※ 許 可 の 年 月 日	年 月 日
※ 許 可 番 号	
一般廃棄物処理施設の処理能力	$m^3/日$ ( )時間 $t/日$ ( )時間 $m^3/時間$ $t/時間$ 面積 $m^2$ 埋立容量 $m^3$
※ 事 務 処 理 欄	

△一般廃棄物処理施設の位置、処理方式、構造及び設備	一般廃棄物処理施設の位置		
	一般廃棄物処理施設の処理方式		
	一般廃棄物処理施設の構造及び設備		
	処理に伴い生ずる排ガス及び排水	量	
		処理方法(排出の方法(排出口の位置、排出先等を含む。))を含む。	
	設計計算上達成することができる排ガスの性状、放流水の水質その他の生活環境への負荷に関する数値		
	設計計算上達成することができない排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置の計画に関する事項	その他一般廃棄物処理施設の構造等に関する事項		
	排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値		
	排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項		
△災害防止のための計画(一般廃棄物の最終処分場である場合)	その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項		
汚泥等又は焼却灰等の処分方法	特別管理一般廃棄物以外の一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	
	特別管理一般廃棄物	区 分	自家処分 委託処分
		処分方法	

△埋立処分の計画(最終処分場の場合)	
△一般廃棄物の搬入及び搬出の時間並びに当該搬入及び搬出方法に関する事項	
申請者(個人である場合)	
(ふりがな) 氏 名	本 籍 所
生 年 月 日	住 住 所
(法人である場合)	
(ふりがな) 名 称	住 住 所
生 年 月 日	住 住 所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号に規定する未成年者である場合)	
(ふりがな) 氏 名	本 籍 所
生 年 月 日	住 住 所
法第7条第5項第4号に規定する役員(申請者が法人である場合)	
(ふりがな) 氏 名	本 籍 所
生 年 月 日	住 住 所
役職名・呼称	住 住 所
政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)	
(ふりがな) 氏 名	本 籍 所
生 年 月 日	住 住 所
役職名・呼称	住 住 所

備考
1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種別については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備については、当該施設の構造を明らかにする平面図、立体図、断面図及び構造図 (2) 排ガス及び排水の処理方法については、処理系統図 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 5 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 6 市長が必要と認める書類及び図面を添付すること。 7 市長が定める部数を提出すること。
※手数料欄

第19号様式(第19条関係)

一般廃棄物処理施設使用前検査申請書 年 月 日 (あて先)長崎市長 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 次の一般廃棄物処理施設が竣工したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2第5項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定による施設の使用前検査を、関係図面等を添えて申請します。	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
設 置 場 所	
竣 功 の 年 月 日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
受 付 欄	

[第19号様式の2\(第19条関係\)](#)

(平23規則21・追加、令3規則13・一部改正)

第19号様式の2(第19条関係)

一般廃棄物処理施設定期検査申請書 年 月 日 (あて先)長崎市長 申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可番号	第 号
許可の年月日	年 月 日

[第20号様式\(第19条関係\)](#)

(平13規則60・追加、平13規則87・平16規則7・平24規則72・令元規則124・令3規則13・一部改正)

(表)

一般廃棄物処理施設変更許可申請書 (あて先)長崎市長 年 月 日 申請者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	
変更の内容	一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類
	一般廃棄物処理施設の処理能力
	△一般廃棄物処理施設の位置、構造等の設置に関する計画
	△一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画
変更の理由	
着工予定年月日	年 月 日
使用開始予定年月日	年 月 日
※許可の年月日	年 月 日
※許可番号	
※事務処理欄	

第21号様式(第19条関係)

(平13規則60・追加、平13規則87・平24規則72・令3規則13・一部改正)

(表)

一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書 (あて先)長崎市長 年 月 日 届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
一般廃棄物処理施設の軽微変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第3項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。	
一般廃棄物処理施設を設置する事業所の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
変更の内容	△軽微な変更
	氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名の変更
	△省令第5条の4に掲げる事項の変更(同条第6号関係を除く。)
	省令第5条の4第6号に掲げる事項
(ふりがな) 氏名	生年月日 本籍 住所
	役職名・呼称

第22号様式(第19条関係)

(平13規則60・追加、平13規則87・令3規則13・一部改正)

(裏)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍 所	住 所
(法人である場合)			
(ふりがな) 名	称	住 所	
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍 所	住 所
法第7条第5項第4号ヌに規定する役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍 所	役職名・呼称 住 所
政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏名	生年月日	本 籍 所	役職名・呼称 住 所
備考			
1 ※欄は記入しないこと。 2 一般廃棄物処理施設の種類の別については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。 3 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、かつ、別紙については次の図面等を含むこと。 (1) 一般廃棄物処理施設の構造及び設備に変更がある場合は、変更後の当該施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 (2) 排ガス又は排水の処理方法に変更がある場合は、変更後の処理系統図 (3) 排ガス又は排水の量に変更がある場合は、変更後の数値 (4) 排ガスの性状に変更がある場合は、大気汚染防止法第6条第2項に規定するばい煙量若しくはばい煙濃度又はダイオキシン類の濃度に係る変更後の数値 (5) 放流水の水質に変更がある場合は、最終処分場の場合は排水基準を定める総理府令第1条に規定する排水基準に掲げる項目及びダイオキシン類に係る変更後の数値 4 △印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 5 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。こと。 6 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 7 市長が必要と認める書類及び図面を添付すること。 8 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

(裏)

廃止若しくは休止又は再開の理由	(廃止・休止・再開の別)
廃止若しくは休止又は再開の年月日	年 月 日
※事務処理欄	
備考	
1 ※欄は記入しないこと。 2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。 3 「省令第5条の4第6号に掲げる事項」の欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。こと。	

第22号様式(第19条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">一般廃棄物の最終処分場の埋立処分終了届出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)長崎市長</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第4項の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>	
施設の廃止までの間の管理予定者及びその連絡先	住所 氏名 電話番号
最終処分場の名称	
設 置 場 所	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
埋立地の面積、埋立ての深さ及び覆土の厚さ	面積 埋立ての深さ 覆土の厚さ m <sup>2</sup> m m
※事務処理欄	

(裏)

埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日	年 月 日		
埋立処分終了年月日	年 月 日		
埋め立てた廃棄物の種類、数量及び性状	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )	性 状
備考 1 ※の欄は記入しないこと。			

[第23号様式\(第19条関係\)](#)

(平13規則60・追加、平13規則87・令3規則13・一部改正)

第23号様式(第19条関係)

(表)

<p style="text-align: center;">一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先)長崎市長</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center;">氏 名</p> <p style="text-align: center;">(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: center;">電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>		
最終処分場の名称		
設 置 の 場 所		
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
埋め立てた一般廃棄物の種類及び数量	種 類	数 量 (m <sup>3</sup> )
埋立地の面積及び埋立ての深さ		
埋 立 処 分 の 方 法		
埋立処分開始年月日		
埋立処分終了年月日		

(裏)

悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等又は地下水の水質の状況	
埋立地の保有水等の水質の状況	
埋立地からのガスの発生の状況	
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況	
埋立地の覆いの概要	
※事務処理欄	
添付書類及び図面	<ol style="list-style-type: none"> <li>当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図</li> <li>当該最終処分場の周辺の地図</li> <li>地下水等の水質検査の結果を記載した書面</li> <li>保有水等の水質検査の結果を記載した書面</li> <li>その他参考となる書類又は図面</li> </ol>
備考 1 ※の欄は記入しないこと。 2 地下水等とは、基準命令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいうこと。 3 地下水とは、基準命令第2条第2項第2号ハの規定により採取された地下水をいうこと。 4 保有水等とは、基準命令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいうこと。 5 覆いとは、基準命令第1条第2項第17号の規定による覆いをいうこと。 6 市長が定める部数を提出すること。	

[第23号様式の2\(第19条関係\)](#)

(平23規則21・追加、平24規則72・令3規則13・一部改正)

(表)

一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請書 (あて先)長崎市長 申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 年 月 日	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
熱回収施設の設置の場所	年 月 日
認定の年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収に必要な設備に関する事項	設備の種類及びその設備の能力
	※設備の位置、構造等の設置に関する計画
	※設備の維持管理に関する計画
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率
許可番号	第 号
許可の年月日	年 月 日

(裏)

備考
1 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。 2 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。 3 ※印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、※印の欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。 (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。 (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。 4 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。 5 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。 6 市長が定める部数を提出すること。

第24号様式(第19条関係)

(平13規則60・追加、平13規則87・平16規則7・平24規則72・令元規則124・令3規則13・一部改正)

(表)

一般廃棄物処理施設譲受け借受け許可申請書 (あて先)長崎市長 申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 年 月 日	
廃棄物の処理及び掃除に関する法律第9条の5第1項の規定により、一般廃棄物処理施設の譲受け借受けの許可を受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
譲受け又は借受けの相手方の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所	
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※譲受け等の許可の年月日	年 月 日
※譲受け等の許可番号	
※事務処理欄	

(裏)

申請者(個人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
(法人である場合)			
(ふりがな)名称		住	所
法定代理人(申請者が法第7条第5項第4号りに規定する未成年者である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	本住	籍所
法第7条第5項第4号ヌに規定する役員(申請者が法人である場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	役職名・呼称	本住 籍所
政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな)氏名	生年月日	役職名・呼称	本住 籍所
備考			
1 ※欄は記入しないこと。 2 「法定代理人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」までの各欄については、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 3 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

第25号様式(第19条関係)

(平13規則60・追加、平13規則87・平16規則7・平24規則72・令元規則124・令3規則13・一部改正)

(表)

合併 分割 認可申請書	
年 月 日	
(あて先)長崎市長	
申請者 名 称 住 所 代表者の氏名 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の6第1項の規定により、合併 分割 について認可を	
受けたいので、関係書類を添えて申請します。	
①一般廃棄物処理施設を設置する 事業場の名称	
②一般廃棄物処理施設の設置の場 所	
③一般廃棄物処理施設の種 類	
④許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
⑤合併後存続する法人若しくは合 併により設立される法人又は分 割により当該一般廃棄物処理施 設を承継する法人の名称及び住 所並びに代表者の氏名	
⑥合併又は分割の方法及び条件	
⑦合併又は分割の理由	
⑧合併又は分割の時期	
※認 可 の 年 月 日	年 月 日
※認 可 番 号	
※事 務 処 理 欄	

(裏)

⑨申請者			
(ふりがな) 氏 名	住	所	
⑩法第7条第5項第4号ヌに規定する役員			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	住 所
⑪政令第4条の7に規定する使用人(申請者に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	住 所
⑫合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物 処理施設を承継する法人において、法第7条第5項第4号ヌに規定する役員となる者			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	住 所
⑬合併後存続する法人若しくは合併により設立される法人又は分割により当該一般廃棄物 処理施設を承継する法人において、政令第4条の7に規定する使用人となる者			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	住 所
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 申請者欄には、合併又は分割の当事者の連署とすること。 3 ⑩～⑬の欄には、該当する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、こ の様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。 4 市長が定める部数を提出すること。			
※手数料欄			

第26号様式(第19条関係)

(平13規則60・追加、平13規則87・平16規則7・平24規則72・令元規則124・令3規則13・一部改正)

(表)

相 続 届 出 書	
年 月 日	
(あて先)長崎市長	
届出者 住 所 氏 名 電話番号	
一般廃棄物処理施設の設置の許可を受けた者の地位を相続により承継したので、廃棄物 の処理及び清掃に関する法律第9条の7第2項の規定により、関係書類を添えて届け出ま す。	
被 相 続 人 と の 続 柄	
被相続人の氏名及び死亡時の住所	氏名 住所
一般廃棄物処理施設を設置する事 業場の名称	
一般廃棄物処理施設の設置の場所	
一般廃棄物処理施設の種 類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
相 続 の 開 始 の 日	
※事 務 処 理 欄	

(裏)

相続人			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	住 所
法定代理人(相続人が法第7条第5項第4号リに規定する未成年者である場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	住 所
政令第4条の7に規定する使用人(相続人に当該使用人がある場合)			
(ふりがな) 氏 名	生 年 月 日	本 籍 所	住 所
備考 1 ※欄は記入しないこと。 2 「相続人」の欄から「政令第4条の7に規定する使用人」の欄までの各欄には、該当 する全ての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成し た書面に記載して、その書面を添付すること。 3 この届出書は、相続の日から30日以内に提出すること。			
※手数料欄			

第26号様式の2(第19条関係)

(平16規則7・追加、平24規則72・令3規則13・一部改正)

第26号様式の2(第19条関係)

産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書	
年 月 日	
(あて先)長崎市長	
届 出 者	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、産業廃棄物処理施設において一般廃棄物の処理を行いたいので、関係書類を添えて届け出ます。</p>	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力	
法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	

[第26号様式の3\(第19条関係\)](#)

(平23規則21・追加、平24規則72・令3規則13・一部改正)

第26号様式の3(第19条関係)

一般廃棄物処理施設熱回収施設休止等届出書		
年 月 日		
(あて先)長崎市長		
申請者		
住所		
氏名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
<p>一般廃棄物処理施設熱回収施設を休止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p>		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日	年 月 日	
認定番号	第 号	
熱回収を行わなくなったとき	理 由	
	年 月 日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理 由	廃止・休止・再開
	年 月 日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	※変更の内容	
	理 由	
	年 月 日	年 月 日
備考		
<p>1 ※印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項の全てを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。</p> <p>2 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。</p>		

[第26号様式の4\(第19条関係\)](#)

(平23規則21・追加)

第26号様式の4(第19条関係)

定期検査結果通知書 年 月 日	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。	
長崎市長 	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可番号	第 号
許可の年月日	年 月 日
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日

[第27号様式\(第20条関係\)](#)

(平13規則60・追加、平13規則87・平24規則72・一部改正)

第27号様式(第20条関係)

一般廃棄物処理施設 設置 許可証 変更	
年 月 日	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第8条第1項 の規定により、設置 の許可を受けた一般廃棄物処理施設であることを証する。 第9条第1項 変更	
長崎市長 	
許 可 の 年 月 日	許 可 番 号
一般廃棄物処理施設を設置する事業場の名称	
施設の種類及び処理する一般廃棄物の種類	
設 置 場 所	
一般廃棄物処理施設の種類	
処 理 能 力	
許 可 の 条 件	
留 意 事 項	1 施設の設置(変更)に当たっては、各種関連法規を遵守すること。 2 計画内容等に変更があつた場合は速やかに連絡し、指示を受けること。 3 施設の使用前検査申請書を提出し、職員の使用前検査を受けること。

[第27号様式の2\(第20条関係\)](#)

(平23規則21・追加)

第27号様式の2(第20条関係)

一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定証 年 月 日	
住 所	
氏 名	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。	
長崎市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	
認定の年月日	年 月 日
認定の有効年月日	年 月 日
認定番号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱回収率	%
留意事項	1 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を提出すること。 2 熱回収を行わなくなつたとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく届け出ること。

[第28号様式\(第21条関係\)](#)

(平10規則43・旧第17号様式繰下・一部改正、平12規則65・一部改正、平13規則60・旧第18号様式繰下・一部改正、平13規則87・令3規則13・一部改正)

第28号様式(第21条関係)

許可証再交付申請書 年 月 日	
(あて先)長崎市長	
申請者 住 所 氏 名 (法人の場合は、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名) 電話番号	
許可証の再交付を受けたいので、次のとおり申請します。	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	
業又は施設の種類	
再交付申請の理由	
添付書類 許可証を破り、又は汚した場合には、その許可証	

[第29号様式\(第22条関係\)](#)

(平10規則43・旧第18号様式繰下・一部改正、平12規則65・一部改正、平13規則60・旧第19号様式繰下・一部改正、平13規則87・平16規則7・平17規則78・令元規則124・令3規則13・一部改正)

(表)

一般廃棄物処理業 廃止届出書  
変更

年 月 日	
(あて先)長崎市長	
届出者 住 所 氏 名 〔法人の場合は、その名称及び主たる 事務所の所在地並びに代表者の氏名〕 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定により、一般廃棄物処理業を廃止したので、次のとおり届け出ます。	
許可の年月日	年 月 日
許可番号	長崎市 第 号
業の種別	
一部を廃止した場合には、廃止した事業の内容	
変更の内容	変更事項
	変更前
	変更後
廃止又は変更の年月日	年 月 日
廃止又は変更の理由	

添付書類

- 1 廃止の場合
  - (1) 許可証
- 2 変更の場合
  - (1) 法人の名称又は所在地を変更した場合には、変更後の法人の登記事項証明書
  - (2) 個人の氏名又は住所を変更した場合には、変更後の住民票の写し
  - (3) 省令第2条の6第1項第2号に掲げる事項を変更した場合には、当該変更に係る者がそれぞれ法第7条第5項第4号イからチまでに該当しない旨を記載した書類並びに法人にあつては、変更後の登記事項証明書及び変更後の役員の履歴書
  - (4) 事務所又は事業場の所在地を変更した場合には、変更後の事務所又は事業場の付近の見取図
  - (5) 事業の用に供する主要な施設若しくはその設置場所又は主要な設備の構造若しくは規模を変更した場合には、変更後の施設等の構造を明らかにする平面図、構造図及び変更後の施設の付近の見取図
  - (6) 許可証の記載事項に変更がある場合には、許可証
  - (7) その他市長が必要があると認める書類

第30号様式(第24条関係)

(平11規則65・追加、平12規則65・一部改正、平13規則60・旧第20号様式繰下・一部改正、平13規則87・平16規則7・平17規則78・平24規則72・令元規則124・令3規則13・一部改正)

(表)

再生利用個別指定業指定申請書	
年 月 日	
(あて先)長崎市長	
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名) 電話番号	
長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第24条第1項の規定により、一般廃棄物の再生利用個別指定業の指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
事業の範囲	再生活用及び再生輸送の別 取り扱う廃棄物の種類
事務所及び事業場の所在地	事務所 電話番号( ) —
	事業場 電話番号( ) —
再生利用の目的	
再生利用の方法	再生利用の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
	再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設備の概要
取引関係	排出者の氏名又は名称及び所在地
	再生活用業者の氏名又は名称及び所在地
	再生輸送業者の氏名又は名称及び所在地
再生活用により得られる有用物の利用方法	
事業開始予定年月日	

(裏)

添付書類及び図面	1 事業計画の概要を記載した書類
	2 事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
	3 申請者が前項に掲げる施設の所有権(又は使用する権原)を有することを証する書類
	4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書
	5 申請者が個人である場合には、住民票の写し
	6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
	7 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類
	8 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
	9 申請者が個人である場合には、資産に関する調査、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
	10 排出者、再生輸送業者、再生活用業者との取引関係及び委託関係を記載した契約書等の書類の写し
	11 再生活用業者の場合にあつては、再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類
	12 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は指定を受けている場合には、その許可証等の写し
	13 申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足る能力を有することを証する書類
	14 生活環境保全上の対策を記載した書類
備考	1 ※の欄には記入しないこと。 2 2部提出すること。
※事務処理欄	

第31号様式(第24条関係)

(平11規則65・追加、平12規則65・一部改正、平13規則60・旧第21号様式繰下・一部改正、平13規則87・一部改正)

第31号様式(第24条関係)

長崎市指令 第 号 再生利用個別指定業指定証	
住所 氏名 (法人にあつては名称及び代表者の氏名)	第2条第2号 第2条の3第2号 第9条第2号 第10条の3第2号
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の指定を受けた者であることを証する。	
年 月 日	
長崎市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	
指 定 番 号 指 定 の 年 月 日 指 定 の 有 効 期 限	第 号 年 月 日 年 月 日
1 事業の範囲 (1) 再生活用又は再生輸送の別  (2) 取り扱う廃棄物の種類	
2 再生利用の方法	
3 取引関係	

第32号様式(第24条関係)

(平11規則65・追加、平12規則65・一部改正、平13規則60・旧第22号様式繰下・一部改正、平13規則87・平16規則7・平17規則78・平24規則72・令元規則124・令3規則13・一部改正)

第32号様式(第24条関係)

(表) 再生利用個別指定業変更指定申請書			
年 月 日			
(あて先)長崎市長			
申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及 び代表者の氏名) 電話番号			
長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第24条第3項の規定により、廃棄物の再生利用個別指定業の事業範囲の変更の指定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。			
指 定 の 年 月 日			
指 定 番 号			
変 更 の 内 容	再生活用又は再生輸送の別	変更前	変更後
	取り扱う廃棄物の種類	変更前	変更後
変 更 の 理 由			
変更に係る再生利用の用に供する施設の種類の種類、数量、設置場所及び処理能力			
変更に係る再生利用の用に供する施設の方式、構造及び設置の概要			
変 更 に 係 る 取 引 関 係			
変 更 予 定 年 月 日			

(裏)

添 付 書 類 及 び 図 面	1 変更後の事業計画の概要を記載した書類 2 変更後の事業の用に供する施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図 3 申請者が前項に掲げる施設の所有権(又は使用する権原)を有することを証する書類 4 申請者が法人である場合には、定款又は寄附行為及び登記事項証明書 5 申請者が個人である場合には、住民票の写し 6 申請者が法第7条第5項第4号イからルまでに該当しない旨を記載した書類 7 事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類 8 申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 9 申請者が個人である場合には、資産に関する調査、直前3年の所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類 10 排出者、再生輸送業者、再生活用業者との取引関係及び委託関係を記載した契約書等の書類の写し 11 再生活用業者の場合にあつては、再生活用において生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類 12 申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は指定を受けている場合には、その許可証等の写し 13 申請者が再生利用個別指定業を的確に行うに足る能力を有することを証する書類 14 生活環境保全上の対策を記載した書類
備 考	1 ※の欄には記入しないこと。 2 2部提出すること。
※事務処理欄	

第33号様式(第26条関係)

(平11規則65・追加、平12規則65・一部改正、平13規則60・旧第23号様式繰下・一部改正、平13規則87・令3規則13・一部改正)

第33号様式(第26条関係)

再生利用個別指定業廃止届出書	
年 月 日	
(あて先)長崎市長	
届出者 住所 氏名	(法人にあつては、名称 及び代表者の氏名)
電話番号	
長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第26条第1項の規定により、再生利用指定業の全部の廃止について、次のとおり届け出ます。	
指 定 年 月 日	
指 定 番 号	
全 部 の 廃 止 年 月 日	
廃 止 し た 事 業 の 範 囲	

[第34号様式\(第27条関係\)](#)

(平11規則65・追加、平12規則65・一部改正、平13規則60・旧第24号様式繰下・一部改正、平13規則87・令3規則13・一部改正)

第34号様式(第27条関係)

再生利用個別指定業変更届出書		
年 月 日		
(あて先)長崎市長		
届出者 住所 氏名	(法人にあつては、名称 及び代表者の氏名)	
電話番号		
長崎市廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第27条第1項の規定により、再生利用個別指定業の変更について、次のとおり届け出ます。		
指 定 年 月 日		
指 定 番 号		
変 更 年 月 日		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
住 所		
氏 名 又 は 名 称		
事務所及び事業場の所在地		
再 生 利 用 の 目 的		
再 生 利 用 の 方 法		
取 引 関 係		

[第35号様式\(第28条関係\)](#)

(平11規則65・追加、平12規則65・一部改正、平13規則60・旧第25号様式繰下・一部改正、平13規則87・令3規則13・一部改正)





(表 面)

契印		第 号
写 貼	真 付	一般廃棄物処理手数料徴収員証
		職 名
		氏 名
契		年 月 日生
印		長崎市長 印
	年 月 日交付	

9センチメートル

6センチメートル

(裏 面)

- 1 一般廃棄物処理手数料の徴収に従事する場合には、この証票を携帯し、かつ、関係人から請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 2 この証票は、他人に貸与してはならない。
- 3 この証票を紛失したときは、直ちにその旨を届け出なければならない。
- 4 資格を喪失したときは、この証票を返還しなければならない。